

交通ルールとマナーの啓発について

生活文化課

現状・課題

- 県では、県警、市町村、関係機関等と連携して、交通安全に関する啓発活動や交通安全教育を実施しております。
 - 小・中学校等を対象とした交通安全教室の実施
 - 自転車のヘルメット着用促進
 - 薄暮時・夜間の事故防止を目的とした反射材の利用促進
 - 教育庁と連携した自転車通学者の自転車損害賠償責任保険の加入促進 等
- 今後は、外国人にも分かりやすい、生活する上で必要なルール・マナーの一つとして、交通安全教育、啓発活動が必要となっております。

今後の対応

- 現在、国の交通安全基本計画に基づき策定している第12次茨城県交通安全計画（2026～2030年度）において、「外国人の交通安全対策」を重視すべき視点として設定する予定です。
- 今後は、県警、市町村、関係機関等と連携して、自国の交通ルール・マナーとの違いを踏まえた、**日本の交通ルール・マナーの理解促進、外国人コミュニティ等を通した交通安全教育の推進**を図ってまいります。

問合せ先

生活文化課安全なまちづくり推進室
電話：029-301-2842
電子メール：seibun6@pref.ibaraki.lg.jp

